

「笠間市男女共同参画推進事業者」を募集します



笠間市では、男女共同参画の推進について理解を深め、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男性も女性もいきいきと働きやすい職場環境づくりを進める積極的な事業者を、「男女共同参画認定事業者」として認定する制度を創設しました。

この制度は、笠間市男女共同参画推進条例第10条の規定を具体化するもので、雇用の場における男女共同参画の取組みを一層支援しようとする制度です。

対象となる事業者

笠間市内で事業を行う個人及び法人その他の団体等

募集の時期

随時

認定事業者のメリット

◇市のホームページや広報紙で、事業者の取組みを紹介いたします。

◇市の男女共同参画事業者認定証を交付します。

◇認定の年度に限り、男女共同参画の取組みに対して5万円を支給します。

◇認定された事業者は、今後募集するシンボルマークを使用したり、男女共同参画認定事業者である旨を表示

したりすることができません。事業者の男女共同参画に関する情報を提供します。

認定要件及び手続き

認定要件

次のいずれかの取組みを行っている事業者が認定の対象となります。

- ①男女の格差解消のための取組みを実施している、又は今年度実施を予定している。
- ②男女が共に働きやすい職場



- ③仕事と家庭、その他の活動を両立するための取組みを実施している、又は今年度実施を予定している。
- ④そのほか、男女共同参画の推進に関する取組みを実施している。

手続き

秘書課備付けの笠間市男女共同参画認定事業者申請書に必要事項を記入の上、申請してください。申請書は市のホームページからダウンロードすることもできます。

審査

申請後にヒアリングを行います。前述の認定要件のいずれかに該当し、中小企業にあつては別途審査項目の5項目以上、大企業にあつては10項目以上の取組みをしていることが必要です。積極的に申請してください。

問合せ先

秘書課男女共同参画推進室

(内線2206)

いばらき不動産の街並み提案型分譲地

プレストンガーデン旭町 販売開始

平均区画面積107坪の大区画 詳しくは www.if-sun.co.jp で検索

株式会社 いばらき不動産 TEL.0296-78-5545
E-mail ibaraki@if-sun.co.jp